

**長野県告示第127号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消しました。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	取消処分年月日	取消年月日	障害福祉サービスの種類
合同会社きずなグループ進	訪問介護事業所きずな安曇野店	安曇野市豊科4681番地26	令和8年3月25日	令和8年4月30日	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護

障がい者支援課

長野県告示第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
中野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中野都市計画下水道事業 中野市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和52年1月17日から
令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収容の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

水道・生活排水課

長野県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
宮田村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
駒ヶ根都市計画下水道事業 宮田村公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和62年11月20日から
令和9年3月31日まで

- 4 事業地
変更なし

水道・生活排水課

長野県告示第130号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基本測量 電子基準点測量

- 2 作業期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- 3 作業地域
長野市、松本市、飯田市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡佐久穂町、南佐久郡川上村、北佐久郡軽井沢町、小県郡長和町、上伊那郡箕輪町、下伊那郡阿智村、下伊那郡根羽村、下伊那郡大鹿村、木曾郡上松町、木曾郡木曾町、木曾郡木祖村、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、北安曇郡白馬村、下高井郡山ノ内町、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第131号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基本測量 電子国土基本図（地図情報）修正

- 2 作業期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- 3 作業地域
長野県全域

建設政策課

長野県告示第132号

北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量、三次元点群測量

- 2 作業期間
令和7年6月14日から令和8年1月30日まで

- 3 作業地域
下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第133号

北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 航空レーザ測量
- 2 作業期間
令和7年10月7日から令和8年2月26日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第134号

中部地方整備局天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 航空レーザ測量
- 2 作業期間
令和7年7月24日から令和8年3月5日まで
- 3 作業地域
上伊那郡飯島町

建設政策課

長野県告示第135号

中部地方整備局天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 航空レーザ測量
- 2 作業期間
令和7年10月1日から令和8年3月6日まで
- 3 作業地域
青木川流域

建設政策課

長野県告示第136号

長野県上伊那地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量、GNSS標高測量、水準測量

2 作業期間

令和7年3月8日から令和7年11月28日まで

3 作業地域

伊那市

建設政策課

長野県告示第137号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県長野建設事務所において縦覧に供します。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部守一

1 河川の名称

信濃川水系 一級河川 馬曲川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和8年3月26日

3 廃川敷地等の位置

下高井郡木島平村大字往郷字戸立岩4814番5、4814番6及び4814番7

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 365.18平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定により、なお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県諏訪建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年4月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年3月26日

長野県諏訪建設事務所長 木下英樹

1 道路の種類 県道

2 路線名 茅野停車場八子ヶ峰公園線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
茅野市米沢字樋久保1701番の6地先から 茅野市米沢字下河原3091番の3地先まで	旧	m 8.5～14.0	km 0.2980
同 上	新	8.5～14.0	0.2980
		8.5～11.0	0.1770

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年4月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年3月26日

長野県飯田建設事務所長 折井克壽

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 418号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡天龍村神原1118番の2地先から 下伊那郡天龍村平岡1649番の11地先まで	旧	m 5.3 ~ 17.6	km 0.6542
同 上	新	5.3 ~ 17.6	0.6542
		----- 7.2 ~ 60.8	----- 0.4500

道路管理課

選告示第23号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

令和8年3月26日

長野県選挙管理委員会委員長 丸山昇一

別表第1の不在者投票のできる病院中「医療法人財団大西会千曲中央病院」を「社会医療法人大西会千曲中央病院」に改める。

選挙管理委員会